

平成30年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成30年5月31日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（舗装破片による事故に係る損害賠償）
- 日程第8 報告第5号 平成29年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第6号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第10 議案第40号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第41号 地域経済牽引事業の促進に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例について
- 日程第12 議案第42号 物品売買契約の締結について（本巢市市営バス）
- 日程第13 議案第43号 物品売買契約の締結について（小学校電子黒板）
- 日程第14 議案第44号 権利の放棄について
- 日程第15 議案第45号 本巢市土地開発公社の解散について
- 日程第16 議案第46号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について
- 日程第18 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	高橋 勇 樹	2番	今 枝 和 子
3番	高 田 浩 視	4番	寺 町 茂
5番	河 村 志 信	6番	澤 村 均
7番	堀 部 好 秀	8番	鏝 本 規 之
9番	黒 田 芳 弘	10番	臼 井 悦 子
11番	道 下 和 茂	12番	村 瀬 明 義
13番	若 原 敏 郎	14番	瀬 川 治 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	早川 謙
教育長	川治 秀輝	総務部長	畑中和 徳
企画部長	大野 一彦	市民環境部長	洞口 博行
健康福祉部長	久富 和浩	産業建設部長	原 誠
林政部長	古沢 弘康	上下水道部長	翠 直樹
教育委員会 事務局長	溝口 信司	会計管理者	金森 利泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山 昭彦	議会書記	坪内 重正
議会書記	大久保 守康		

開会の宣告

○議長（鰐本規之君）

ただいまから平成30年第2回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 道下和茂君と12番 村瀬明義君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鰐本規之君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの27日間とし、6月1日から3日まで、5日から13日まで、16日から25日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど述べたとおりとすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、議長として出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

最初に、4月19日、第101回東海市議会議長会定例総会が静岡市において開催され、瀬川副議長とともに出席しましたので、報告します。

初めに、永年在職に伴う議員一般表彰があり、本巢市議会では、15年以上表彰で村瀬明義議員が表彰されました。おめでとうございます。

続いて、会議に移り、会務報告を一宮市議会の末松議長からされた後に、12件の議案が審議されました。議案は都市の成長力強化、活性化、安全・安心確保につながる道路等の社会基盤整備についてと、地域公共交通を維持するための財源の確保と支援の拡充についてと、地方選挙における投

票時の移動支援に要する経費の全額措置について及び地方公務員の働き方改革に向けた法環境整備についての要望議案4件と、平成29年度の決算認定、平成30年度の負担金及び予算関係の議案6件のほか、役員の選任についての議案が提出され、審議されましたが、いずれも原案のとおり可決されました。

また、来年度定期総会の開催市は三重県津市に決定されました。

次に、5月23日、中濃十市議会議長会が山県の文化の里花咲きホールにおいて開催され、瀬川副議長とともに出席しましたので、報告をいたします。

会議は、会長市による平成29年度会務報告の後、平成29年度決算、平成30年度予算の2議案が提出され、提案説明の後、議案審議がなされ、原案のとおり承認及び可決されました。

次に、役員の選任が行われ、会長に各務原市議会議長、副会長に可児市市議会議長、監事には山県市議会議長がそれぞれ選任されました。

続いて、瑞穂市から、所有者不明土地の利用促進についての要望議案の提出があり、審議の結果、原案のとおり採択されました。

また、次期開催市は瑞穂市に決定されました。

最後に、昨日になりますが、5月30日、全国市議会議長会の第93回定例総会が東京都千代田区の東京国際フォーラムにて開催され、出席しましたので、報告をいたします。

初めに、永年在職議員表彰があり、本巣市議会からは、村瀬明義議員が議員15年以上の表彰を受けられました。

安倍総裁、大島衆議院議長、野田総務大臣等々の挨拶の後、続いて会議に入り、一般事務及び平成29年度一般表彰基金及び退職基金の各会計決算及び平成30年度各会計予算についての説明があり、その後、各委員会の活動報告を受け、全てが承認されました。

次に、議案審議として、部会提出議案、会長提出議案が提出され、審議が行われましたが、全議案とも可決されました。

最後に、役員改選が行われ、部会長、理事、評議員及び各委員会委員が選任されました。

以上、報告いたします。

なお、総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになってください。

以上、報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 臼井悦子君。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

おはようございます。

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第58号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、3月に開かれました第1回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、地域交流とやまっこで、ふれあい活動をしている外山小児童と地域の方の写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された当初予算、補正予算の内容と主な議案について、代表質問、一般質問、委員会報告、審議結果及び各議員の表決、議員研修、議員活動日誌の順に掲載し、16ページには、真桑人形浄瑠璃の特集記事を掲載しました。

今回は、平成30年3月23日、3月28日、4月5日、4月12日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、8月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（鐔本規之君）

次に、議会改革検討委員会の報告を委員長にお願いいたします。

議会改革検討委員会委員長 道下和茂君。

○議会改革検討委員会委員長（道下和茂君）

それでは、議会改革検討委員会の報告をさせていただきます。

当委員会では、昨年12月定例会において付託されました委員会における議案審査の充実についてと常任委員会における視察研修についての2件の付託事項について審査を行いました。

委員会は、昨年12月14日を第1回として、4月20日までに計7回の委員会を開催し、審査を行いました。その審査経過及び結果について報告をいたします。

最初に、委員会における議案審査の充実についてでございます。

議案審査の充実を図るための方法については、予算決算の審査方法を見直すことで意見が一致し、予算決算の審査をするに当たり、少しでも多くの議員がかかわることが必要であることから、議長を除く議員全員を構成員とした予算決算委員会を設置して、予算及び決算を当該委員会に付託して審査を行う方法にすべきであるという結論に至りました。

また、予算決算委員会では、審査の効率化を図るため、現常任委員会と同じ構成員による分科会を設け、それぞれの分科会に審査項目を割り振って審査を行い、最後に全体会で分科会の取りまとめを行って、委員会としての可否を決定するという方法で審査を進めるべきであるということで意見が一致いたしました。

次に、常任委員会における視察研修についてであります。

現行の常任委員会の研修については、申し合わせにより委員会に諮り、了承を得た上で政務活動費を使用して実施することとされています。このことについて検討の結果、当委員会での結論としては、常任委員会における視察研修は政務活動費とは別に考えるべきであり、今後は常任委員会において視察研修を行う必要が生じた場合には、目的と計画を明確にして、委員長が議長に申し出て予算措置をお願いすることとし、特別旅費を使用して視察研修が実施できる体制にしておくべきであるという結論にいたしました。

以上、議会改革検討委員会の報告とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

次に、市長から行政報告をお願いいたします。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして、御報告を申し上げます。

東海環状自動車道西回りルート of 県内区間につきましては、4月に発表されました国の本年度予算におきまして、関広見インターチェンジから（仮称）養老インターチェンジ間の整備に313億円が配分され、この区間での用地取得、本体工事等がさらに進む見込みであります。

また、昨年の12月18日には、開通見通しが未定でございました西回りルート of （仮称）糸貫インターチェンジを含みます（仮称）大野・神戸インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジ間が財政投融資を活用し、2024年度、いわゆる平成36年度に開通される見通しが発表されたところでございます。今後、財政投融資を活用した道路整備が加速化されるものと期待をいたしております。

本巢市内の現在の用地の取得状況につきましては、4月末の時点で、市内の全地権者406名のうち399名の皆様との補償を含めた契約が完了し、未契約者は7名とお聞きいたしております。

用地取得率につきましては、地権者数の割合で98.3%、取得面積では99.3%となっております。

現在の本巢市内での工事の状況は、（仮称）糸貫インターチェンジから（仮称）大野・神戸インターチェンジ間の区間の根尾川橋梁下部工事及び三橋第1高架橋西下部工事が施工されております。

根尾川の橋梁下部工事につきましては橋脚3基、三橋第1高架橋の西の下部工事につきましては橋台は2基と橋脚2基。これらの工事につきましては、現在順調に工事が進んでおりまして、6月末には工事が完了する予定でございます。

なお、糸貫インターチェンジから大野・神戸インターチェンジ間の区間の今後の工事につきましては、財政投融資を活用することにより、中日本高速道路株式会社からの発注になるとお聞きをいたしております。

今後も早期開通を目指し、市として用地取得への協力体制を整え、整備促進に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、合併特例債の再延長につきまして御報告を申し上げます。

合併市町村への財政措置の一つであります合併特例債につきましては、平成16年2月の合併以降、市域の均衡ある発展を推進するため、新市建設計画に基づき公共施設や交通基盤等の整備事業に活用してまいりましたが、合併特例債の活用期限が来ましても、まだ、まちづくりの基盤となる事業は多く残っております。

このため、昨年度、合併特例債の再延長を求める首長会の発起人の一人となり、国に対して要望活動等を行ってまいりましたところ、本年4月25日に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正が公布され、5年間の再延長となり、平成35年度までの活用が可能

となったところでございます。今後もまちづくりの基盤を整備するため、この合併特例債を有効活用してまいりたいと考えております。

また、本合併特例債を活用するためには、新市建設計画の計画期間の延長等を行う必要があることから、今後改めて市議会での御審議をお願いさせていただく予定となっております。

次に、本巢市土地開発公社の解散につきまして御報告を申し上げます。

本市の土地開発公社につきましては、平成16年2月の3町1村の合併以降、秩序ある整備と市民福祉の増進を図るべく、公有地の先行取得、土地造成事業などに努めてきたところでございます。

近年は全国的にも地価の急激な変動は見られず、土地開発公社による公共用地の先行取得に対する優位性が薄らいできている状況でございます。こうしたことから、土地開発公社による公有地の先行取得という一定の役割は終えたとの判断によりまして、今年度中の解散に向け、今定例会へ土地開発公社の解散につきまして御議決を賜りますよう、議案を提出させていただいているところでございます。

一方、東海環状自動車道西回りルートの新線開通見通しが示され、本巢市内への企業の進出意欲が一層高まることが想定されることから、こうした企業進出に対応するため、今後は今年度設置しました特別会計を活用したオーダーメイド型の土地取得により、企業の進出要望に応じてまいりたいと考えております。

また、今後の公有地等の取得につきましては、その都度、適切な判断のもと対応してまいりたいと考えております。

最後に、各種協定の締結につきまして、御報告を申し上げます。

まず、本巢松陽高校と本巢市との連携協定の締結についてでございます。

本巢松陽高校と本巢市は、これまでも災害時における学校開放に関する協定を締結し、またMSリーダーズ活動等のボランティア活動等を通じて、安全・安心なまちづくりの実践に向けてさまざまな取り組みを進めてまいりました。

こうした背景から、本巢松陽高校と本巢市との連携をより強固なものにし、地域課題の解決に向けた活動を行うなど、地域人材の育成や地域振興を推進していくため、4月23日に連携協定を締結いたしました。今後は本協定に基づき、市の各種計画や地域課題について協議する場への学生の参加、キャリア教育の推進に向けた相互協力、地域貢献を目指した小学校・中学校・高等学校の連携などの取り組みを進めていく予定でございます。

次に、地域見守り協力事業所等連携事業協力に関する協定の締結についてでございます。

市では、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりのため、平成25年度から配達業務等で地域にかかわりのある民間の事業所の協力を得て、高齢者の見守り体制づくりを進めております。

前年度末までに34事業所の協力をいただいているところでございますが、5月23日に新たに新聞販売所の3事業所と協力に関する協定を締結いたしました。

市内の高齢者独居世帯数は、現在1,576世帯ございますが、今後増加していく見込みであります

ことから、今後も、地域や協力事業所等と連携して見守り体制を強化してまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

日程第4 報告第1号及び日程第5 報告第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号を一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しましたので、これを報告し、議会の承認を求めます。

次に、報告第2号、これも専決処分の承認を求めますことについてでございますが、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、これを報告し、議会の承認を求めます。

以上の詳細につきまして、報告第1号は総務部長から、報告第2号は市民環境部長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

報告第1号の補足説明を総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、報告第1号、本巢市税条例等の一部を改正する条例につきましての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の1ページをお開きください。

改正がいろいろございますので少々長くなるかと思いますが、御容赦願いたいと思っております。

初めに、改正の趣旨でございますが、先ほど市長が提案説明で申し上げましたように、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、所要の改正をするものでございます。

なお、今回の条例改正につきましては、個人住民税の基礎控除等の改正、平成30年度の評価がえに伴い、現行土地に係る固定資産税の負担調整措置を継続する改正、地方のたばこ税の税率の引き上げ等の改正、法人住民税及び法人事業税等に係る地方税関係手続の電子情報処理組織による申告義務の創設などが主な改正内容でございます。

それでは、順次、改正内容について御説明させていただきます。

初めに、(1)第1条関係の本則の改正でございます。

初めに、ウの第24条関係でございますが、個人の市民税の非課税の範囲でございます。

平成33年度以降の個人市民税につきましては、非課税措置の対象となる障がい者、未成年者、寡婦の前年の合計所得金額を現行の125万円以下を135万円以下に引き上げること及び均等割を課さないこととする前年の合計所得の金額を現行の制度に10万円加算した金額以下とするものでございます。

次に、オの34条の2関係、所得控除でございますが、平成33年度以降の個人市民税の基礎控除につきまして、合計所得金額が2,400万円、給与収入でいきますと2,595万になりますが、これを超えたときから、あらかじめ低減し始め、2,500万円を超えると消失する規定を設けるものでございます。

また、合計所得金額が2,400万円以下につきましては、現行の基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるものでございます。

次に、カの34条の6関係、調整控除でございますが、今御説明させていただきました基礎控除が消失する合計所得金額2,500万円以上を超える納税者につきましては、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の調整控除を適用しないとするものでございます。

次に、2ページをお開きください。

コの48条関係でございますが、法人の市民税の申告納付でございますが、租税特別措置法に規定する連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例の規定の適用を受ける場合には、控除すべき額を法人税割から控除する規定を設けるものでございます。

また、資本金1億円超えの大法人に対する法人住民税、法人事業税及び地方消費税の申告書を電子情報処理組織により提出を義務づけるものでございます。

次に、サの52条関係でございます。法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金でございますが、納期限の延長の場合の延滞金につきましては、申告後に減額更正がされ、その後、増額更正があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付された分については、その期間を控除して計算する規定を設けるものでございます。

次に、セの92条関係、製造たばこの区分でございますが、加熱式たばこ、いわゆるアイコス、グロー等々でございますが、これにつきましては、現在はパイプたばこに分類されておりますが、製品の重量が軽いことから、紙巻きたばこに比して税負担が低くなっておりますことから、新たに加熱式たばこの課税区分を設けるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

チの94条関係でございます。たばこ税の課税標準でございますが、加熱式たばこにつきましては、現在その重量を紙巻きたばこの本数に換算した本数の合計数としておりますが、この換算方法を重量と価格の双方により換算した紙巻きたばこの本数の合計数としまして、本年10月1日から5年間をかけまして段階的に移行する規定を設けるものでございます。

次に、ツの95条関係でございますが、たばこ税の税率でございます。

国と地方のたばこ税の配分比率を1対1を維持した上で、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3段階、なお31年度につきましては消費税の10%引き上げの予定によりまして、引き上げがなされないということになっておりますが、3段階で国と地方を合わせまして、1本当たり1円ずつ、計3円でございます。市のたばこ税につきましては1本当たり0.43円ですので、3年で1.29円引き上げるものでございます。これによりまして、税率を1,000本当たり現行5,262円から5,692円に引き上げるものでございます。なお、3年後には6,552円となるものでございます。

次に、附則の改正、ウの第5条関係でございます。個人市民税の所得割の非課税の範囲でございますが、平成33年度以降の個人市民税につきましては、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円に、同一生計配偶者及び扶養親族等の合計数を乗じた額に10万円を加算した金額以下であるものは、住民税の所得割を課さないとするものでございます。

次に、エの10条の2関係でございます。固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例の割合を規定するものでございますが、新設されました特例割合及び改正されました特例割合でございますが、これは国の新たに新設されたものでございますが、これに基づきまして本市の特例割合は、国の基準を変更する特別な理由がございませんことから、国の基準に準じた割合とするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

オの第10条の3関係、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、耐震基準適合住宅、高齢者等居住改修住宅、熱損失防止改修住宅、特定耐震基準適合住宅、特定熱損失防止改修住宅の改修に係る減額、現在3分の2が減額されておりますが、この適用期限を2年間延長し、平成32年3月31日までとするものでございます。

また、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間にバリアフリー化改修が行われました劇場や音楽堂に係る家屋の固定資産税の3分の1に相当する額を、改修が完了した年の翌年度から2年間減額するものでございます。

次に、キの11条の2関係からコの15条関係につきましては、土地の価格の特例及び宅地等の固定資産税の特例期間を2年間または3年間延長するものでございますが、土地の価格の特例、下落修正措置につきましては2年間、宅地等の固定資産税の特例及び農地の固定資産税の特例、負担調整措置でございますが、これ及び特別土地保有税の特例、新規課税の停止でございますが、これにつきましては3年間延長するものでございます。

次に、5ページをお開きください。

(2)の第2条関係から6ページの(5)第5条関係の本巢市の税条例を一部改正でございますが、先ほど第94条関係、第95条関係におきまして、たばこ税の課税標準及びたばこ税の段階的引き上げの御説明をさせていただきましたが、これを年度ごとに規定するものでございます。

次に、(6)の第6条関係でございます。

本巢市の税条例の一部を改正する条例（平成27年本巢市条例第28号）の一部改正でございますが、

市のたばこ税に関する経過措置といたしまして、平成27年度に改正いたしました3級品の紙巻きたばこに係る税率、1,000本当たり4,000円でございますが、この経過措置を31年9月30日まで適用するものでございます。

なお、その他の改正につきましては、法令等の改正による条文中の引用条項等の追加、修正、削除、条項の繰り上げ、繰り下げ等でございます。

以上、報告第1号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

報告第2号の補足説明を市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案説明資料、本巢市議会定例会議案の概要の49ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

改正の内容については3点でございます。

国民健康保険税について負担の適正化を図るため、保険税の限度額の引き上げをするもの、所得の少ない被保険者に対する軽減措置の5割及び2割軽減世帯に係る所得判定基準を改正するもの及び特例対象被保険者等の申告時の証明書の提示について改正するものでございます。

まず1点目でございますが、50ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

第2条及び第23条関係でございますが、医療給付費賦課額に係る限度額を現行の「54万円」から「58万円」に4万円の引き上げを行うものでございます。

2点目でございますが、同じページの下段のほうをごらんいただきたいと思っておりますが、第23条関係でございますが、5割軽減と2割軽減の基準額を見直すものでございます。

具体的には5割軽減、同条第2号でございますが、基礎控除額の33万円に加える被保険者数に乗ずる額を1人につき現行の「27万円」を「27万5,000円」に改正するものでございます。

次に、51ページの上段をお願いします。

2割軽減、同条第3号でございますが、基礎控除額の33万円に加える被保険者数に乗ずる額を1人につき現行の「49万円」を「50万円」に改正をするものでございます。この改正によりまして、低所得者世帯に対して、均等割、平等割の5割軽減及び2割軽減を拡充し、被保険者の負担軽減を図るものでございます。

3点目ですが、同じページ、第24条の2関係でございますが、特例対象被保険者等に係る申告につきまして、マイナンバーによる情報連携によりまして、その情報が把握できるのであれば雇用保険受給資格証明書の提示が不要になるということにより、改正を行うものでございます。

これらの改正の施行期日につきましては、平成30年4月1日からでございます。

以上、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

報告第1号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

税条例の一部を改正する条例の概要、今説明がございましたが、少し聞きたいんですが、加熱式たばこの件でございますが、今の説明によりますと、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いを商品間統一するために法整備をするという説明でございまして、たばこから分離された液体分についても製造たばことみなして、それも税対象とするという説明がございましたが、私、加熱たばこは吸いませんでよくわからないんですが、今、先ほど総務部長が言われたアイコスですかグローですか、ああいった数種類の加熱式たばこがあると思うんですが、その課税が現在どうなっているのか、よくわからないのがそこなんです。価格は普通のたばこと同じような値段設定にされているのですか、そのたばこ自体はね。それがどうなのかということがよくわからないので、このチの重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式としというところとあわせて、もう少し詳しくお願いしたいのと。

それからたばこ税というのは、本巢市にとっても年間2億数千万の税収があるといった、大変我が本巢市にとっては主要な財源であるというふうに私は認識をしております。

ただ、その中で、今はやりというんですよね、加熱式たばこというのは。その中で普通のたばこ、そういった製品ができてから、大分私の周りでも加熱式たばこに移行するといった人が見受けられるわけでございますが、一番心配されるのが、そのことによって、本巢市のたばこ税の税収がどうなるのかということだろうかというふうに私は思います。

その点、わかる範囲で結構なんで、統計がとれておるかどうかわかりませんが、例えば税制改正をやった後のたばこ税収入の予想がされているのかどうかということもあわせてお聞きをいたします。

○議長（鰐本規之君）

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

まず、加熱式たばこの税のお話でございますが、いろいろメーカー、製品によりまして税額が違ってきております。現行でいきますと、紙巻きたばこにつきましては、現在金額でいくと1箱440円でございますけれども、税額が55.7%でございます。アイコスにつきましては41.8%、グローにつきましては28.6%、もう一つ、旧のJTから出ておりますブルーム・テックというのがございますが、これにつきましては7.5%と、それぞれいろいろ製品によって税額が変わっておりますけれども、紙巻きたばこに比べまして非常に税額が安いという状況でございますので、今回こうした加

加熱式たばこにつきましても紙巻きたばこに換算するというので、従来は重量でございます。加熱式たばこ0.4グラムを紙巻きたばこ0.5グラムに換算するという手法で来ておりますが、これを段階的にその比率を見直していくものでございまして、まず平成30年度からにつきましては、現行の重量に係る分につきましては0.8にすると。従来、重量だけで見えておりました1のものを0.8にしていって。翌年度の31年度からは0.6、32年度につきましては0.4、33年度につきましては0.2ということで、だんだん重量に対する換算率を減らしていきながら税率を引き上げていくというものでございます。

それから、2点目の最近、加熱式たばこの使用者が多いということでございますが、統計をとったわけではございませんが、大体5人に1人ぐらいは加熱式たばこになってきておるという状況になってきております。

それから3点目の、この引き上げによりまして税収ということでございますが、ことし30年の10月1日からですので、この半年間を見ますと、それぞれ加熱式たばこ、紙巻きたばことシビアに計算したわけではございませんが、30年度に限りましてはおおむね900万程度の税収増となる見込みとしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、詳しく加熱式たばこの税率を答えていただきまして、ちょっとびっくりしたような状況でございますが、そういった中で、30年度はたばこ税900万の増額を見込んでおると今説明があったんですね。そこがよくわからないのは、従来はそういうものがなかったとき、紙たばこを吸っていたと。55.7%という高い税率のものを吸っておったわけですね。

それで、今、総務部長から説明があったように5人に1人が加熱式たばこに移行しておると。要は、安いたばこに5人に1人は変わっておるということになると、税収は少なくなるのかなあというふうに思うんですが、逆に、今までたばこの害を懸念して吸わなかった人が加熱式たばこを吸うようになったということも考えられますが、それで、こういった5年間をもって段階的に税率を上げていくということですね。

〔「税率は3年です」と呼ぶ者あり〕

ごめんなさい、3年ですね。そうすると、やっぱりそういった中で従来のたばこを吸われる人は、今でも高い税率のものを吸っておるわけであって、喫煙を進めるわけではございませんが、先ほど申し上げましたように我が本巢市にとっては大変貴重な税収財源となるものでありますので、こちら辺を税率を直すことによって、従来の財源を確保できるのか、ちょっと見込みだけ、税制を改正した後の見込みを押さえておればちょっとお願いしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほども申しましたように、本当に今現在、加熱式たばこをどれだけということではございませんということをお聞きいただきましてお答えするわけでございますけれども、先ほども言いましたように、平成30年度、これにつきましては29年度のたばこ税の本数ですね、これをベースにしまして算定したものでございまして、とりあえず今年度につきましては900万円増ということでございます。33年度につきましては1.29円上がると、段階的に上げていくわけでございますので、現在5,262円のもので平成30年10月には5,692円、32年度の10月1日には6,122円、33年度の10月1日には6,552円ということで、1本当たり1.29円税額が上がっていくということから見ますと、このまま、たばこの消費本数が推移していくという仮定のもとでございまして、税収的には上がってくるだろうというふうに考えております。以上でございます。

○9番（黒田芳弘君）

結構です。

○議長（鰐本規之君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

今回の市税の条例改正についてです。

条例改正による市の収入というのはどのように推移するのかということ、それと控除対象配偶者を同一生計配偶者に変えることによって、どのような違いが生じるか。

あと1点、地方税法の個人所得税の見直しによって、収入は変わらないのに国保税や介護保険料など、影響を及ぼすことがあるのではないかと、この3点について質問します。

○議長（鰐本規之君）

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

今回の改正につきましては、施行されるのが平成33年以降ということでございますけれども、ですから、平成33年度以降の税収ということになるかと思っておりますけれども、その人数等の把握はし兼ねておるのもございますので、何とも税収につきましてはわからないところもございますが、あくまでもそうした税負担の負担軽減をしていくということで、今回の改正がなされておるものでございます。

それから、2点目の生計同一配偶者と云々とどこが違うのかということにつきましては、要するに所得税法等の改正によりまして、これら3つの区分に改正されたということでございます。したがって、金額で、ちょっと今、記憶でいかなですけども、一応その中で従来の扶養というのが生計同一配偶者、あるいは等々に3段階に分かれたということで、特段、従来のものと変わりませんが、所得制限のほうでそういう点では変わってきておるというものでございます。

3点目の国保税とか介護保険の関係でございますけれども、基本的には先ほど申しましたように、例えば税負担が軽減されておるわけですから、所得要件的なことについては軽減がされていくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

澤村議員、いいですか。

○6番（澤村 均君）

はい、よろしいです。

○議長（鰐本規之君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第1号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

報告第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

国保税条例改正について、限度額の引き上げが主な内容なんですが、限度額の対象世帯数、所得区分というのはどのようになっておるのでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

洞口市環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

改正による限度額の世帯の区分でございますが、平成30年の所得が確定しておりませんので、平

成29年12月現在の所得及び加入者の状況で推計ということでいたしますと、限度額の超過世帯については、現行91世帯でございますが、引き上げることによって74世帯が該当してくるということで17世帯が減となるということでございます。以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

澤村議員、いいですか。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

日程第6 報告第3号及び日程第7 報告第4号（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第6、報告第3号及び日程第7、報告第4号を一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第3号 専決処分の報告について。内容は、公用車の事故に係る損害賠償でございます。

平成30年3月29日に根尾板所地内において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年5月7日に損害賠償金を23万1,906円と決定し、和解する専決

処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

次に、報告第4号 専決処分の報告についてでございます。これにつきましては、内容は舗装破片による事故に係る損害賠償でございます。

平成30年2月18日に曾井中島地内の市道本巣2196号線において発生した自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年5月9日に損害賠償金を8,960円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。

以上の詳細につきまして、報告第3号は総務部長から、報告第4号は産業建設部長から御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

報告第3号の補足説明を総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、報告第3号、公用車の事故に係る損害賠償の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の24ページ、専決処分書のほうをお開きいただきたいと思います。

最初に、事故の概要を御説明させていただきます。

本年3月29日午前11時25分ごろ、総務産業課職員が公用車を運転し、根尾板所地内の淡墨公園第3駐車場先の1車線の市道を西進していったところ、交差する林道を南進し左折しようとする対向車に道を譲るために後進した際に、確認を怠りまして、後方に停車いたしておりました相手方車両に追突したものでございます。

次に相手方でございますが、所有者は埼玉県本庄市東台3丁目1番28号の小暮友一氏でございます。

次に和解内容でございますが、損害賠償額を23万1,906円を支払い、双方、その他債権債務がないことを確認するものでございます。

損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございますが、過失割合につきましては市が100%というものでございます。

以上、報告第3号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

報告第4号の補足説明を産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、報告第4号 専決処分報告について補足説明をいたします。

お手数ではございますが、議案書26ページ、専決処分書をごらんいただきたいと思います。

相手方は、本巢市石神380番地2、青木等氏でございます。

事故の概要としましては、平成30年2月18日午前9時ごろ、本巢市曾井中島地内の市道本巢2196号線を東進していたところ、アスファルト舗装の割れていた部分の破片がはね上がり、相手方の普通乗用車の左後輪のホイール及びタイヤを損傷したものでございます。

和解の内容といたしましては、損害賠償金を支払い、市及び相手方は本件事故に関し、その他の債権債務がないことを相互に確認しております。以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

報告第3号、報告第4号については、以上で終わります。

日程第8 報告第5号（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第8、報告第5号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第5号 平成29年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げますのでよろしく願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

報告第5号の補足説明を企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、報告第5号 平成29年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

3月の平成29年度一般会計補正予算（第4号）におきまして、繰越明許費の設定をお願いいたしました5つの事業につきまして、それぞれの繰越額及びその財源が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、繰越明許費繰越計算書を調整し、御報告をさせていただきますのでございます。

この5つの事業、いずれについてもでございますが、年度内の完了が困難となり、繰り越しをさせていただきますのでございます。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては、補正予算におきまして繰り越しの限度額として設定をさせていただいた額でございます。その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に30年度に繰り越しをいたしました額でございます。限度額として設定した額と同額となっております。さらにその右側は、繰越額の財源内訳でございます。今回繰り越しをいたしました翌年度繰越額の合計は1億2,046万2,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

報告第5号については、以上で報告を終わります。

日程第9 報告第6号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第9、報告第6号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第6号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類として、平成29年度事業報告及び決算並びに平成30年度事業計画及び予算について提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長（鰐本規之君）

報告第6号の補足説明を企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、報告第6号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の29ページの次に、経営状況説明書がございまして、1枚おめくりをいただきますと決算書がございしますが、決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、事業報告についてでございます。

1の概況、(1)総括事項でございますが、公有地関係といたしまして、平成17年度に取得をいたしましたモレラ岐阜北側の公共施設用地5万7,391.26平米につきまして、市に売却をいたしております。

また、その他といたしまして、屋井工業団地の余剰地1カ所、22.13平米でございますが、これにつきまして市に売却をしたものでございます。

次に(2)の理事会議決事項、3ページの上段(3)役員名簿、そしてその下の(4)の行政官庁許認可に関する事項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

2の業務、(1)公有地取得事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地につきまして、処分を行った面積と金額でございます。

(2)の附帯等事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地の一部を貸し付けいたしました面積と金額でございます。

次に、3の会計、(1)短期借入金及び長期借入金の概況についてでございます。

長期借入金といたしまして、岐阜信用金庫から借入れをいたしておりました3億3,000万につきまして、9月22日に満期を迎え、返済をいたしますとともに、同日、同じく岐阜信用金庫から新たに3億1,000万円を借入れ、本年3月30日に返済した内容でございます。

(2)の保有土地の明細につきましては、期末時点で保有する土地はございません。

次に5ページでございますが、ここからは決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出でございますが、まず収入でございます。

決算額の合計は7億6,460万1,976円ございまして、主なものといたしましては、モレラ岐阜北側の土地の売却収入と賃貸収入でございます。

また、その下の支出の決済額の合計は7億3,465万6,910円ございまして、主なものといたしましては、モレラ岐阜北側の土地の売却に伴う事業原価と、販売費及び一般管理費といたしまして屋井工業団地の水路等の改修及び除草費用などでございます。

1枚おめくりをいただきまして、6ページの(2)資本的収入及び支出についてでございます。

収入につきましては、決算額が3億1,000万円ございまして、長期借入金といたしまして借りかえを行ったものでございます。また、支出の決算額の合計につきましては6億4,026万1,456円ございまして、借入金の償還金及び支払い利息でございます。

次に、7ページをごらん願います。

損益計算書でございますが、モレラ岐阜北側の土地の売却収入と賃貸収入による事業収益並びに受け取り利息の事業外収益の合計から、モレラ岐阜北側の土地の売却に伴う事業原価及び屋井工業団地に係る一般管理費及び借入金の支払い利息を差し引きました当期純利益は2,994万5,066円となっております。

次に8ページをお開き願います。

こちらは、貸借対照表でございます。

まず左側の資産の部につきましては、流動資産の合計から資本金を加えました資産合計は4億6,175万980円でございます。

次に、右側の負債の部でございますが、長期借入金の返済が完了したことによりまして、負債はございません。

また、その下の資本の部につきましては、基本財産として、資本金の500万円と前期繰越準備金

に当期純利益を加えました4億6,175万980円が資本合計でございまして、左側の資産合計と同額となっております。

次に、9ページはキャッシュ・フロー計算書、10ページは財産目録、また11ページ以降は決算附属書類でございます。

また、少し飛びまして19ページでございますが、監査意見書を添付させていただいております。

続きまして、20ページからは平成30年度の事業計画及び予算でございます。

それでは、まず21ページの事業計画でございますが、保有する土地がございませんので、1の公有地取得事業、2の土地造成事業及び3の附帯等事業については、計画がございません。

次に22ページは、平成30年度の公社の予算でございますが、まず収益的収入につきましては、受け取り利息といたしまして頭出しの1,000円を、また収益的支出につきましては、販売費及び一般管理費といたしまして報酬や解散に向けた経費といたしまして25万4,000円を計上いたしております。

次に、23ページからは実施計画を、また25ページ以降につきましては資金計画や損益計算書、貸借対照表を添付いたしておりますので、また改めてごらんをいただければと思います。

以上、土地開発公社の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

報告第6号については、以上で報告を終わります。

10時50分まで暫時休憩といたします。

午前10時40分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

日程第10 議案第40号及び日程第11 議案第41号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第10、議案第40号及び日程第11、議案第41号を一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第40号 本巢市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本巢市税条例等の一部を改正する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第41号 地域経済牽引事業の促進に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例についてでございます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の趣旨に鑑み、地域経済牽引事業を行おうとする事業者に対する支援措置を講じるため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

議案第40号及び議案第41号の補足説明を総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、まず最初に、議案第40号 本巢市税条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の52ページをお開きください。

改正の主な内容につきましては、附則第10条の2関係でございますが、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合と記載してございますが、これは固定資産税の課税標準の特例でございます。

中小企業の投資を後押しし、生産革命を実現するために、生産性向上特別措置法が今月の23日に公布され、この法が6月の初旬に施行される予定でございますことから、固定資産税の特例を規定するものでございます。

なお、大変申しわけございませんが、議案の31ページの中段及び議案の概要の53ページの新旧対照表の中で、法律番号が記載してございません。これは、先ほど申しましたように、この法が今月23日に公布されたということで、議案印刷等の時点でまだ公布がされていなかったということから、法律番号が付しておりません。法律番号は25号ということでございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

それでは、特例措置の内容でございますが、今年度から平成32年度まで、集中投資期間でございますが、同法に規定いたします本市の最先端設備等導入促進基本計画に基づく導入計画の認定を受けました資本金1億円以下の法人や、従業員1,000人以下の個人事業主等の中小事業者であり、この事業者が160万円以上の機械装置、30万円以上の検査工具等、労働生産性が年3%以上向上する設備投資をした場合に、新たに固定資産、償却資産でございますが、この固定資産税が課せられることとなった年度から3年度間は固定資産の課税標準をゼロとするものでございます。

なお、施行日につきましては、生産性向上特別措置法の施行日からということでございますが、6月上旬ぐらいに施行されるということを聞いております。

なお、第2条及び附則第2条につきましては、平成31年4月1日の施行日となります。

以上、議案第40号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第41号の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の55ページをお開きください。

初めに、制定の趣旨でございますが、昨年6月2日に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤整備に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法が公布され、同年7月31日から施行されたところでございます。

この法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的発展効果を及ぼすような地域経済を牽引する事業を支援し、地域経済に発展することを目的に、従来の企業立地促進法が改正されたものでございます。

この法律によりまして、市町村及び都道府県が策定いたします基本計画に基づきまして、地域経済牽引事業を実施する事業者に対しまして各種支援を受けることができるとされております。

その支援の一つといたしまして、税制による支援措置がございます。

地方税におきましては、償却資産に係る固定資産税の特例措置により支援するものでございます。具体的には、固定資産税を一定期間、ゼロから2分の1に免除とするものでございますが、本市におきましては課税を免除するものでございます。

次に条例の内容でございますが、対象事業者につきましては、地域未来投資促進法に関する各種支援措置を受けるためには、県と市町村が共同で作成し、国の同意を得ております岐阜・西濃地域基本計画に基づき、経済牽引事業計画を作成し、主務大臣または知事の承認を受けた事業者でございます。

なお、この事業者は、民間事業者または地方公共団体と民間事業者の官民連携によるもののいずれかの事業者となります。

次に対象事業でございますが、先ほど説明させていただきました岐阜・西濃地域基本計画に定められております概要に記載してございます①から⑥のいずれかの事業でございます。

次に対象資産でございますが、対象事業の用に供する施設のうち、総務省令で定められました家屋、構築物もしくはこれらの敷地である土地で、取得価格の合計額が1億円、農林漁業及びその関連事業につきましては5,000万円でございますが、これを超えるものでございます。

次に免除期間でございますが、新たに固定資産税を課することになった年度から3年間でございます。

次に、課税免除によりまして減収となります固定資産税の補填につきましては、地方交付税により4分の3が補填されることとなります。

施行日につきましては、本条例の公布の日からということでございます。

以上、議案第41号の補足説明とさせていただきます。

日程第12 議案第42号及び日程第13 議案第43号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第12、議案第42号及び日程第13、議案第43号を一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第42号 物品売買契約の締結について。内容は、本巢市市営バスの購入についてでございます。

本巢市市営バスの2台の購入について、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号 これも物品売買契約の締結についてでございます。小学校に電子黒板を導入するものでございます。

小学校の電子黒板の購入につきまして、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（鐺本規之君）

議案第42号及び議案第43号の補足説明を総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第42号 物品売買契約の締結、本巢市の市営バスについての補足説明をさせていただきます。

本巢市の市営バス、いわゆる循環路線の車両でございます。通称もとバスでございますが、この購入につきましては、本市の更新計画に基づきまして、10年ごとに更新するものでございます。しかしながら、当該車両は、平成28年度に2台を更新する予定でございましたが、インバウンドによる観光バス等の受注増により、納車が困難という状況でございましたことから、今年度更新するものでございます。

議案の35ページをお開きください。

本巢市市営バスの購入につきましては、本年4月17日に入札を執行し、翌日4月18日に岐阜日野自動車株式会社本巢支店と仮契約を締結したところでございます。

仮契約の内容につきましては、議案の概要の57ページから61ページにございます写しのとおりでございます。

次に物品名でございますが、本巢市市営バスでございます。なお、この車両は車椅子対応の低床バスでございます。

次に納入場所でございますが、本巢市役所の本庁舎ということでございます。

次に契約方法でございますが、指名競争入札によって行っております。議案の概要の62ページには入札執行一覧表がございまして、8者の参加により実施したものでございます。

次に履行期限、納付期限でございますが、平成30年12月10日としております。

次に契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含みまして3,628万8,000円でございます。1台あたりは1,814万4,000円ということになります。

以上、議案第42号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第43号、小学校の電子黒板の契約締結につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の36ページをお開きいただきたいと思います。

小学校の電子黒板の購入につきましても、本年4月17日に入札を執行し、翌日4月18日に株式会社中日AVシステムと仮契約を締結したところでございます。なお、仮契約の内容につきましては、議案の概要の63ページから67ページのほうにございます写しのとおりでございます。

初めに物品名でございますが、小学校の電子黒板でございます。

内訳としましては、電子黒板が38台、タブレット38台、周辺機器一式でございます。

次に納入場所でございますが、本巢小学校ほか3校ということで、本巢小学校、席田小学校、土貴野小学校、一色小学校の4校でございます。

次に契約方法でございますが、指名競争入札により行っております。議案の概要の68ページには入札執行一覧表がございますが、こちらも8者の参加により実施したものでございます。

次に履行期限、納付期限でございますが、平成30年8月28日としております。

契約金額につきましては、消費税及び地方消費税を含みまして3,142万8,000円でございます。これによりまして、市内全小・中学校への電子黒板の配備が完了することとなります。

以上、議案第43号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

議案第42号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第42号については原案のとおり可決することに決定しました。
議案第43号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第43号については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第44号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第14、議案第44号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第44号 権利の放棄についてでございます。

愛知県小牧市の木村メタル産業株式会社との物品売買により生じた売掛金の一部について、平成30年5月9日、名古屋地方裁判所により破産手続終結が決定され、回収不能となった債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

議案第44号の補足説明を総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、権利放棄につきまして補足説明をさせていただきます。

今回、権利放棄をいたします債権につきましては、本年5月9日、名古屋地方裁判所より破産終結の決定を受けまして、生活環境課が平成27年度及び28年度に小型家電再生契約をいたしました資源ごみの売り払い代金、総務課が28年度に廃ノートパソコンを売却した代金の一部でございます。

それでは、最初に債権放棄に係る経緯について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の69ページのほうをお開きください。

平成28年10月17日、名古屋地方裁判所より愛知県小牧市にございます木村メタル産業株式会社の破産手続の開始の通知を受けまして、同年12月6日に債権額を2万868円とし、破産債権届出書を同裁判所に送付いたしました。同年12月7日に届出書が受理され、平成29年5月10日破産管財人より配当額を2,087円とする中間配当通知を受け、同年6月29日に振り込み手数料を除く1,493円を、本年3月5日には配当額を3,352円とする最後配当通知を受けまして、同年3月30日に振り込み手数料を除く2,758円の配当を受けたところでございます。その後、本年5月9日、名古屋地方裁判所より破産手続終結の決定を受け、債権を放棄するものでございます。

それでは、議案の37ページのほうをお開きください。

債権放棄の内容でございますが、先ほどの経緯で御説明させていただきましたが、物品売買により生じた売掛金の一部を放棄するものでございます。

次に、債権を放棄する金額でございますが、売掛金2万868円から配当金受領額4,251円の残額債権1万6,617円でございます。

債権の相手方でございますが、愛知県小牧市大字舟津字柏瀬29番地の1、木村メタル産業株式会社、代表取締役 木村光彦氏でございます。

以上、議案第44号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第44号については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第45号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第15、議案第45号についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第45号 本巢市土地開発公社の解散についてでございます。

公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、本巢市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第45号の補足説明を企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第45号 本巢市土地開発公社の解散につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案の概要の70ページをごらん願います。

1の趣旨、それから2の関係法令につきましては、記載のとおりでございますが、3の内容でございます。この本巢市土地開発公社につきましては、平成25年に策定いたしました土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づきまして、公社の健全化に取り組んできたところでございますが、全国的な傾向といたしまして地価が下落傾向にあり、公社の公有地先行取得の必要性が薄れてまいりましたことから、土地開発公社を解散することといたしまして、公社が所有しておりました公有地全てを昨年度末までに市において買い戻しするなど、処分したところでございます。

公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法によりまして、県知事による解散認可を受けるためには、解散に対する市議会の議決を得る必要がございますことから、解散の議決をお願いするものでございます。

4の効力の発生日につきましては、公拡法第22条の規定によりまして、県知事による認可の日をもって解散とされておりますが、同じく法律第22条の2の規定によりまして、解散した土地開発公

社は清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは、なお存続するものとみなすとされております。

次に、5の今後の手続の流れでございますが、①の市議会の議決をいただきました後に、②の岐阜県に解散認可申請を行い、③の解散認可後、公社におきまして④の公社の解散と清算人の登記、⑤の官報への公告による清算手続、⑥の残余財産の確定後、⑦の公社からの残余財産を受領する予定となっております。その後、公社におきまして⑧の清算終了と清算登記を行い、⑨といたしまして、市において岐阜県に清算終了届を提出し、全ての解散手続を終える予定でございます。

最後に6のその他といたしまして、今回の本巣市土地開発公社の解散に伴う市例規の改正につきましては、清算終了をもって行う予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第16 議案第46号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第16、議案第46号 平成30年度本巣市一般会計補正予算についてを議題といたします。
市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第46号 平成30年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億599万1,000円を増額するものでございます。

主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の増額に伴う社会資本整備総合交付金事業費の増額、また補助採択に伴う担い手確保・経営強化支援事業費補助金の増額等のほか、人事異動等に伴う職員給与費の増額等でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第46号の補足説明を副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

それでは、議案第46号 平成30年度本巣市一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案の38ページの次でございます予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億599万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億2,599万1,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

第2表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

合併特例債につきまして、社会資本整備総合交付金の増額内示に伴いまして、長良糸貫線道路整備事業、市道糸貫7号線整備事業及びパーキングエリア周辺公園整備事業に係る合併特例債を1億9,800万円減額いたしまして、補正後の合併特例債発行限度額を9億1,200万円とするものでございます。

続きまして、8ページをごらん願います。

歳入の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、上段の国庫支出金、国庫補助金の2目民生費国庫補助金、補正額113万4,000円につきましては、生活保護法の改正に伴う生活保護システムの改修に対する補助金の新規計上でございます。

また、その下の4目土木費国庫補助金、補正額3億2,365万5,000円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の増額内示により増額するものでございます。

社会資本整備総合交付金につきましては、国の予算配分方針によりまして、アクセス道路の整備に重点配分されましたことにより、長良糸貫線道路整備事業や市道糸貫7号線整備事業を初め、パーキングエリア周辺公園整備事業に対する交付金の増額をお願いするものでございます。

なお、今回、社会資本整備総合交付金道路事業として、不採択となりました市道真正2016号線整備事業につきましては、整備を優先し、市単独事業として整備を進めてまいりたいと考えております。

また、防災安全交付金につきましても、同じく国の予算配分方針によりまして、通学路やインフラメンテナンスに重点配分されましたことから、橋梁点検修繕事業や道路ストック点検事業及び通学路の整備など、市道の整備に対する交付金の増額をお願いするものでございます。

次に中段の県支出金、県補助金の4目農林水産業費県補助金、補正額231万7,000円の増額につきましては、国の繰越事業を活用した補助率が2分の1の県の担い手確保経営強化支援事業に財源を組みかえましたことによりまして、従前の3分の1の補助率でありました元気な農業産地構造改革支援事業費補助金及び経営体育成支援事業補助金の減額と、新たに担い手確保経営強化支援事業費補助金の皆増をお願いするものでございます。

その下の6目教育費県補助金につきましては、教員の負担軽減を図るため、プリントの印刷や教材の軽微な加工等を行うスタッフを配置するスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金148万8,000円を、またその下の県支出金、委託金の4目教育費委託金につきましては、ふるさとを愛する心を育むため、ふるさとの魅力を体験し、学ぶ場を提供する県のふるさと魅力体験事業委託金76万7,000円の皆増をそれぞれお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページでございますが、一番上の基金繰入金の1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため3,000万円の減額をお願いするものでございます。

その下の諸収入、雑入の7目雑入、補正額463万円の増額につきましては、消防団員13名が3月末に退職したことに伴い、退職報償金として消防団員等公務災害補償等共済基金から受け入れをするものでございまして、歳出の消防費におきましても同額を計上させていただいております。

次に、下段の市債につきましては、先ほど地方債の補正のところでも御説明をさせていただきます。

たが、1億9,800万円の合併特例債の減額をお願いするものでございます。

次に、10ページをごらん願います。

ここからは、歳出の事項別明細書でございます。

まず、議会費を初めとしまして、各項目に計上いたしております職員給与費につきましては、本年4月1日の人事異動に伴いまして、給料、職員手当等、共済費の補正をお願いするものでございます。なお、消防職員に係る給与費の補正につきましては、派遣先であります岐阜市との調整によりまして、負担金や委託料との兼ね合いによりまして、今回は補正いたしておりませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、給与費以外の補正につきまして御説明いたします。

13ページをごらん願います。

一番上の民生費、生活保護費の3目生活保護総務費、補正額162万円につきましては、歳入で御説明申し上げました生活保護システム改修に係る委託料の増額でございまして、生活保護基準額の見直しに伴うシステムの改修費でございます。

14ページをごらん願います。

一番上の農林水産業費、農業費の3目農業振興費、補正額152万2,000円の増額につきましては、歳入で御説明申し上げました補助事業の組みかえによるそれぞれの補助金の減額と増額によるものでございます。

次に、15ページ下段の土木費、道路橋りょう費の1目道路橋りょう総務費の補正額1,847万2,000円の減額につきましては、歳入で御説明いたしましたように、防災安全交付金が国の予算配分方針によりまして、通学路の整備に重点配分されましたことから、通学路の整備として、市の単独事業で計画しておりました市道糸貫6号線整備事業が防災安全交付金事業として採択されましたことにより、5目の社会資本整備総合交付金事業費に組みかえを行うことによる減額でございます。

その下の5目の社会資本整備総合交付金事業費の補正額9,989万5,000円の増額につきましては、ただいま御説明いたしました市道糸貫6号線整備事業の組みかえによる1,847万2,000円の増額に加えまして、社会資本整備総合交付金の増額内示により、土地購入費から改良工事費に組みかえることにより事業効果を図るための長良糸貫線道路整備事業、及び橋梁長寿命化計画に基づく鶴舞橋の整備に伴う橋梁点検修繕事業費の増額をお願いするものでございます。

16ページの土木費、公園費の1目公園費につきましては、国庫支出金の社会資本整備総合交付金の増額に伴う合併特例債の減額による財源更正でございます。

その下の消防費、2目非常備消防費、補正額463万円の増額につきましては、歳入で御説明いたしました消防団員退職報償金の増額でございます。

次に、17ページでございますが、中段の教育費、小学校費の2目教育振興費、補正額77万6,000円の増額につきましては、歳入で御説明いたしました県の委託事業といたしまして、真桑、弾正、席田、一色の4小学校での実施を計画しておりますふるさと魅力体験事業に係る費用の新規計上でございます。

また、18ページが一番上の教育費、中学校費の2目教育振興費、補正額166万8,000円の増額につきましても、歳入で御説明いたしました県補助金を活用し、本巢、真正、糸貫の3中学校に配置するスクール・サポート・スタッフに係る賃金の新規計上でございます。

次に、一番下の教育費、幼稚園費の1目幼稚園管理費、補正額1,397万7,000円のうちの9節旅費16万8,000円と19節負担金、補助及び交付金の2万5,000円の増額につきましては、全国幼児教育研究大会等への参加に係る経費の増額をお願いするものでございます。

19ページをお開き願います。

一番上の教育費、社会教育費の1目社会教育総務費、補正額2,265万6,000円のうちの7節賃金70万円の増額につきましては、本年3月末にオープンいたしました高木貞治博士記念室の展示品等の管理を行う臨時職員に係る賃金をお願いするものでございます。

また、その下の3目公民館費478万8,000円の減額につきましては、4月の人事異動による2名分の公民館長報酬の減額でございます。

以上、補足説明とさせていただきますが、予算書のほかに議案の概要の6月補正予算案の概要につきましても改めてごらんいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第17 請願第1号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第17、請願第1号についてを議題といたします。

請願第1号の紹介議員は、6番 澤村均議員です。

紹介議員に請願趣旨の説明を求めます。

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

それでは、請願者の趣旨を説明させていただきます。

前回というか、先輩議員の方々は、1度、2度はお聞きされていると思いますが、新人の皆さんには、初めての請願だと思しますので説明させていただきます。

私たち岐阜北民商工会婦人部はというふうで始まるんですけど、この趣旨は、所得税法第56条の廃止を求める請願でありまして、この事柄はお手元にあります資料を順番に読んでいただくのが一番正確に伝わるとは思いますが、私は今回のこの請願書を熟読いたしまして、まず皆様に説明していく順序として、一番最初に何が問題かというところから説明していきたいと思っております。

この業者婦人、働く婦人の皆さんが、地位が低い、所得を認めてもらえないというか、要は金額が低いんですね。中小企業、零細企業の皆さんが、昼間は仕事をし、夜は家事、炊事とか働く時間、これを賃金に換算するとどれぐらいの控除がされるかということはこの数字では説明してあります。

そこで、働き方に対する正当な対価、この場合は税金で言われる控除される金額なんですけど、最低賃金よりかなり低い、そういう部分を強調していると思っております。

そして、このもともとの、ちょっと読み上げてみます。

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていない。

家族従業者の働き分は事業主の所得になり、配偶者86万、配偶者以外家族は50万円が控除されるのみであります。これは、最低賃金にも達しない額です。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続などの面で不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば給料を必要経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、これは税務署長への届け出と記帳義務など条件つきであり、申告の仕方によって納税者を差別するものであります。しかも、2014年から全ての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法57条による差別は認められません。

家族従業者の人権を認めない所得税法56条の廃止を求める意見書は、全国で490以上の自治体で採択されています。第4次男女共同参画基本計画には、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度のあり方を検討する」と明記しています。世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は2016年、「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。

さらに、日本弁護士連合会による政府への意見書にも見直しが正式に盛り込まれるなど、廃止を求める声は確実に広がっています。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

請願事項。

所得税法第56条を廃止するよう、国に意見書を提出してください。

そして、最後に補足で、隣の大野町の西側にあります池田町ですが、ここでは初めての請願、所得税法第56条の廃止を全会一致で決められていることを最後に御報告して説明いたします。ありがとうございました。

日程第18 議員派遣について

○議長（鰐本規之君）

日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（鐔本規之君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月4日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午前11時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 道 下 和 茂

署 名 議 員 村 瀬 明 義

